（イ）會社の業務上の都合に依り解雇したる時は左の方法に基き解雇手當を支給す

一、解雇手當支給表

勤續年數	支給額
一年未滿	定傭日給十四日分以上二十五日分以内
一年以上	同二十五日分以上三十七日分以内
二年以上	同三十七日分以上四十九日分以内
三年以上	同十九日分以上六十一日分以内
四年以上	同六十一日分以上七十三日分以内
五年以上	同七十三日分以上八十五日分以内
六年以上	同八十五日分以上九十七日分以内
七年以上	同九十七日分以上百八日分以内
八年以上	同百九日分以上百二十一日分以内
九年以上	同百廿一日分以上百三十三日分以内
十年以上	同百三十三日分以上百四十五日分以内

滿十一年以上は別に之を定む

二、本雇及臨時雇に之を適用す

三、期間を定めて一時的に雇入れたるものに對しては之を適用せず

（イ）解雇に當り豫告を爲さゞることあるも之に對する賃金支拂の義務を負はす

（ロ）入職後三ヶ月間を經過したる臨時雇にして成績優良なるものは本雇に採用す

（ハ）年二回抜擢昇給を行ふ

斯の如き發表を見たので職工團は益々激昂した。そうして爭議團を組織し、第一第二の交渉委員を選んで更らに會社に交渉を重ねた。

會社は頗る頑迷であつた。そこで爭議團は野武士組や其他の應援團隊を求めて益々結束した。

如斯して、愈々爭議が白熱化した時、俄かに警察の手は嚴しくなつて來た。罷業破り防止の應援隊の如きは遠慮なく片端から檢束した。

それで罷業第一日の如きは十六名から檢束者を出した。されば五日夜は再びこれに對應すべく協議會を開いて新陣容を整へた。

六日に至り三度交渉委員が會社に交渉に至るや罷業團ではこれを出迎ふべく會社正門に迫りて喊聲をあぐるや、片隅より私服刑事が現れて、一名を檢束しやうとした。其時に同志の身上を思ひ奪還しやうとして、こゝに始めて警官隊と小衝突があつた。爲めに山内鐵吉、金子辰己君の外十一名中津署に引致された。

是等の同志は翌日大部分釋放されたが、一人金子辰己君のみ檢事局に送られ不起訴となつた。